11 月は「児童虐待防止推進月間」です

なくそう児童虐待　気づこう子どものＳＯＳ

児童虐待の現状

平成 24 年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は 66,807 件で、過去最多を更新し、長崎県内では、263 件の対応件数が発生しています。

また、虐待による死亡事例は跡を絶たず、大変深刻な社会問題となっています。

児童虐待の定義

①身体的虐待　殴る、ける、激しく揺さぶる、首をしめる、戸外に締め出すなど

②性的虐待　子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

③ネグレクト　家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

④心理的虐待　言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：ＤＶ）など

児童虐待のサイン

◎不自然な傷や打撲の痕がある
◎着衣や髪の毛がいつも汚れている
◎表情が乏しい
◎おどおどしている
◎長い時間泣き続ける、毎日泣くなど心配な様子がある
◎落ち着きがなく、乱暴になる
◎夜遅くまで、一人で遊んでいる
◎「痛い」「やめて」という声がする

児童虐待とは

しつけと虐待は違います。

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、それは虐待です。保護者が子どものためだと考えても、過剰な教育や厳しいしつけによって、子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、子どもにとって有害な行為です。虐待は、親の立場よりも子どもの立場で判断することが大切です。

児童虐待を引き起こす要因

◎育児に対する不安やストレスがある
◎夫が育児に協力してくれない
◎夫婦・家庭不和
◎望まぬ妊娠・出産
◎経済的に苦しい
◎孤立した子育て、相談相手がいない
◎発達の遅れや障がいを持っている子ども
◎産後うつやアルコール依存症など

虐待に気づいたり、悩んだりしたらまずはお電話を

あなたの「もしや？」が子どもを救うかもしれません。

また、悩んでいる人がいれば、ひとりで悩まず、相談窓口へご相談ください。

児童虐待に関する相談・連絡先

◈島原市家庭児童相談室（☎ 63-7750）
◈こども支援グループ（☎ 63-1111　内線 279）
◈市保健センター（☎ 64-7713）
◈長崎こども・女性・障害者支援センター（☎ 095-844-6166）
◈児童相談所全国共通ダイヤル（☎ 0570-064-000）